

Election

熊本市知事選挙
お知らせです

選挙

本庁 選挙管理委員会事務局 内線202
総合支所 選挙管理委員会事務局 内線711

熊本市知事選挙

いざ投票 未来はあなたの一票に

告示日 3月6日(木)

投票日 3月23日(日)

投票時間 午前7時から午後7時

任期満了に伴う熊本市知事選挙が3月23日(日)に行なわれます。あなたの大切な一票を県政に生かすよう必ず投票に行きましょう。

投票できる人

昭和63年3月24日までに生まれた人で、平成19年12月5日以前から和水町に引き続き住民登録をしている人が投票できます。

住所を異動した人

平成19年12月6日以降、県内の他の市町村から和水町に転入した人は、前住所地で投票してください。
※県内の市町村の選挙人名簿に登録されている人に限ります

ただし、平成19年12月6日以降に2回以上、県内の異なる市町村へ異動した場合は投票できません。

投票の方法について

「記号式投票」です。

投票用紙に候補者の氏名が印刷してありますので、用意されたゴム印で一つ〇印を押してください。
※期日前投票、不在者投票は、投票用紙に候補者の氏名を記載する「自書式投票」です。

投票日に仕事や行事、レジャーなどで投票できない人は、期日前投票をご利用ください。

期日前投票所は、次の2箇所です。いずれの投票所も利用できます。

①役場本庁1階会議室

期間 3月7日(金)～22日(土)
時間 午前8時30分～午後8時

②役場三加和総合支所庁議室

期間 3月12日(水)～22日(土)
時間 午前8時30分～午後8時

■入院中の不在者投票

不在者投票のできる指定施設に入院中の方は、病院長又は施設長に投票用紙を請求すれば、病院長などの管理のもとに不在者投票することが出来ます。ただし、各施設により不在者投票日が異なりますので詳しくは各施設へお問い合わせください。

■町外に滞在中の不在者投票

町外に滞在中の方は、滞在地の選挙管理委員会(不在者投票)ができます。宣誓書(兼請求書)を和水町選挙管理委員会へご請求ください。(町のホームページからもダウンロードできます。)投票用紙等交付された書類を持って、滞在地の選挙管理委員会へ投票してください。

■郵便による不在者投票

身体に重度の障がいがあるため投票所に行くことができない人や、要介護状態区分が要介護5の人のために、自宅で投票を行い、郵便で投票用紙を送る不在者投票の制度があります。

実際に郵便による投票を行なうためには、あらかじめ郵便投票証明書の交付を受けておく必要があります。手続きには日数がかかりますので、早めにお問い合わせください。

■投票所入場券

告示日の3月6日(木)以後に郵送します。投票の際は送付された入場券をご持参ください。(入場券をお持ちでない場合は、少しお待ちいただく場合があります。)

三加和総合支所の
期日前投票期間が
変更になります。

今回の選挙から、これまで役場本庁・三加和総合支所の期日前投票所で同様に行っていた期日前投票所の開設期間を参議院議員通常選挙及び熊本市知事選挙に限り、左記のとおり、本庁は全期間、三加和総合支所は投票日前11日間に変更します。期日前投票を行なう場合は、投票所の開設日にご注意ください。

なお、期日前投票は、お住まいの地域にかかわらず、いずれの期日前投票所でも投票できます。

選挙名	本 庁	三 加 和 総合支所
参議院選挙	16日間	11日間
県知事選挙	16日間	
衆議院選挙	11日間	
県議会選挙	8日間	
町 長 選 挙	4日間	
町議会選挙	4日間	



和水町住まいづくり応援プラン 4月からスタート!

平成20年4月からスタートする『和水町住まいづくり応援プラン』について、今回は減免申請の仕方の仕方や疑問についてお答えします。

○減免申請手続きについて

毎年、町では新築家屋の家屋評価を行っています。町職員が家屋評価を行うために訪問いたしますので、その際に『和水町新築住宅に対する固定資産税の減免申請書』に記入し、職員に提出してください。（減免申請書は、家屋評価で訪問の際にお持ちします。）

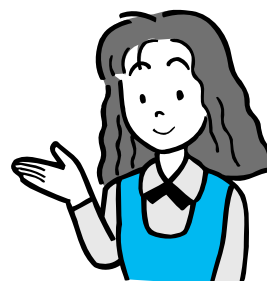
なお、減免の可否については、申請のあった翌年の4月にお知らせします。



減免に対するQ&A

Q1

3月中に新築し、業者から引渡しがあり入居しました。この場合減免の対象となりますか？



A1

減免の対象とはなりません。減免の対象となる新築日は4月1日からとなります。

Q2

別荘を建築したいと考えています。この場合は減免の対象となりますか？

A2

減免の対象とはなりません。地方税法の規定による新築住宅に対する減免の対象は専用住宅、併用住宅（居住部分の床面積が全体の1/2以上）となっています。また、その他にも床面積等の要件があります。

町の減免については、この地方税法の減免対象となる家屋に対し減免できることとしています。

その他、世帯員の住所が和水町内にあること等の条件があります。

Q3

現在、家を建築しています。新築日は具体的にいつの日なの？

A3

サンプル（左）を示しているとおり、家屋の全部事項証明書（法務局に請求）の『原因及びその日付』欄の新築日で判断します。登記をした日ではありませんのでご注意ください。

サンプル

建物登記簿謄本(全部事項証明書)

玉名郡和水町〇〇〇〇番地

全部事項証明書

(建物)

[表題部] (主たる建物の表示)			調製 余白	所在図番号 余
[所在]	玉名郡和水町江田〇〇〇〇番地		余白	
[家屋番号]	〇〇〇〇番		余白	
[①種類]	[②構造]	[③床面積] m ²	[原因及びその日付]	[登記の日付]
住宅	木造瓦葺 2階建	1階 110 2階 50	平成20年4月1日新築	平成20年4月5日
余白	余白	余白	余白	余白

この新築日で判断します。

減免の制度等については、

広報なごみ1月号、町ホームページ (<http://www.town.nagomi.lg.jp/>) に掲載しています。